２．重要な非資金取引
　現物寄附による資産等の取得　58,441千円
（国立大学法人等業務実施コスト計算書関係）
１．引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員に係るものが含まれている。
（減損処理関係）
１．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項
⑴　電話加入権
①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額
通信用	電話加入権	滋賀県大津市　外	1,020千円

②　減損の兆候の概要
　市場価額（国税庁の定める平成26年度の滋賀県の電話加入権価額）が、帳簿価額と比較して著しく下回っている。
③　減損の認識をしなかった根拠
　使用価値相当額（ＮＴＴ西日本の定める加入電話施設設置負担金）が、帳簿価額と比較して上回っているため。
（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定している。
　資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有していない。また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。
　国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。
２．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　現金及び預金	5,586,578	5,586,578	―
⑵　未収附属病院収入	4,185,314		
徴収不能引当金（＊２）	△ 84,469		
	4,100,845	4,100,845	―
⑶　国立大学財務・経営センター債務負担金	(2,094,867)	(2,197,214)	(102,347)
⑷　長期借入金	(13,381,270)	(13,464,064)	(82,794)
⑸　リース債務	(313,801)	(320,310)	(6,509)
⑹　未払金	(3,638,138)	(3,638,138)	―

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示している。
（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。
（注１）　金融商品の時価の算定方法
⑴　現金及び預金、並びに⑵　未収附属病院収入
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
⑶　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑷　長期借入金及び⑸　リース債務
　これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。
⑹　未払金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額による。
（資産除去債務関係）
１．資産除去債務の概要
　石綿障害予防規則等によるものである。
２．資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込期間を耐用年数と見積り、耐用年数に応じた利付国債の流通利回りにより割り引いて算定している。
３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減　（単位：千円）

変動の内容	当事業年度における総額の増減
前事業年度末残高	57,809
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,164
時の経過による調整額	975
その他	△ 2,625
当事業年度末残高	61,323

（重要な債務負担行為）

事業名	契約額	うち翌期以降支払金額
１．ハイブリッド手術室の整備	277,765千円	225,504千円

（重要な後発事象）
該当事項なし
（表示方法）
財務諸表は、千円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがある。
ただし、損失の処理に関する書類（案）は、円単位で表示している。

国立大学法人京都大学平成26事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人京都大学平成26事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

平成27年10月8日

京都市左京区吉田本町36番地１
国立大学法人　京都大学
学長　山極　壽一

貸借対照表

（平成27年３月31日）　（単位：千円）

資産の部		
Ⅰ　固定資産		
１　有形固定資産		
土地	168,333,318	
減損損失累計額	△ 780	168,332,538